

なはウェディング支援事業補助金交付要綱

令和 4 年 10 月 31 日

経済観光部長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、なはウェディング支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

2 市長は、事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては那覇市補助金等交付規則（昭和 52 年那覇市規則第 34 号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

(目的)

第 2 条 新しい生活様式の中で実施される結婚式に対し、補助を行うことにより、ウェディング関連事業の支援を図るとともに、披露宴・新生活の一助とする。長引く新型コロナウイルス感染症の影響で、披露宴等を中止や延期したカップルや披露宴を行わないと考えるカップルが、披露宴を開催するきっかけ作りとなり、それにより、ウェディング産業は、プランナー事業、飲食事業、花き産業、ファッション、美容関係など幅広い産業に波及効果を有しており、コロナの影響を非常に強く受けた産業であるため、その効果も大きいと考え、それら域内事業者への支援となることを目的としている。

(補助対象者)

第 3 条 本事業の対象者は以下の全てに該当するものとする。

- (1) 令和4年11月1日から令和5年2月28日の間に市内のホテル又は式場及び飲食店で結納・結婚式・披露宴・銀婚式・金婚式・※フォトウェディング等（以下「結婚式等」という。）を実施した者（会場等への支払いも完了している事。）※フォトウェディングについては市内事業者を介したものであればよく、撮影場所等は限定しない。
- (2) カップル（婚姻関係、婚姻予定、事実婚を含む。）のどちらか一方又は両方が市内在住であること。
- (3) 那覇市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。

(対象となる結婚式等)

第 4 条 対象となる結婚式等は令和 4 年 11 月 1 日から令和 5 年 2 月 28 日（以下「補助対

象期間」という。)までに実施された結婚式等で、以下の全てに該当するもの。

- (1) 市内のホテル又は結婚式等開催可能な式場及び飲食店で催すこと。フォトウェディングの場合も市内の事業者にて実施すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じて実施すること。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は結婚式等に直接係る費用であって、経費内訳が明細書等で明確に証明できるものとする。ただし、バス・タクシー等の移動費用、友人等による余興への謝礼など、ウェディング関連産業に支払われる費用以外の経費は除く。

(支給対象外の結婚式等)

第6条 以下に掲げる結婚式等は支援金の支給対象外とする。

- (1) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業に該当する営業を行う事業者が飲食、サービス等を提供する結婚式等。
- (2) 暴力団等が経営に実質的に関与している事業者が飲食、サービス等を提供する結婚式等。

(補助金の額)

第7条 補助率は結婚式等に係る費用の2分の1(千円未満切り捨て)で予算の範囲内とする。上限20万円とし、フォトウェディングのみの場合は上限5万円とする。

(補助金の申請)

第8条 申請者は、なはウェディング支援事業補助金申請書兼実績報告書(第1号様式)に必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

(補助金の支給決定等)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請要件及び提出書類について審査し、その結果が適当と認められる場合は、なはウェディング支援事業補助金交付決定兼確定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。なお、当該通知を行った場合、前条の申請書は請求書として取り扱い、請求日は支給決定兼確定通知日とみなす。

2 市長は、前条の規定による申請について審査し、その結果が不適当と認められる場合は、なはウェディング支援事業補助金不交付決定通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の取消決定通知)

第 10 条 市長は、前条の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は当該決定の一部又は全部を取り消すことができる。

- (1) 法令、本要綱又はこれらに基づき市長の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 申請者が虚偽または不正な手段等により補助金の支給を受けたと認められる場合
- (3) 補助対象期間までに結婚式等を実施することが出来ない、又は実施の見込みがないと認められる場合

2 市長は前項に基づく交付決定の取り消しを行ったときは、ウェディング事業補助金交付取消決定通知書（第 4 号様式）により通知する。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、令和 4 年 10 月 31 日から施行するものとし、令和 4 年 11 月 1 日から適用する。